

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用の場所の変更の都度許可を要しない数量等）</p> <p>第三条 令第九条第一項の文部科学大臣が定める数量は、<u>放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれこれらの表の第二欄に掲げる数量とする。ただし、これらの数量が三テラベクレルを超える場合又はこれらの数量に制限がない場合にあつては、三テラベクレルとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、<u>空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この条、次条第四号、第七条、第八条、第十四条第一項及び第三項、第十六条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、別表第二から別表第四まで並びに別表第七第二欄において同じ。）の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（使用の場所の変更の都度許可を要しない数量等）</p> <p>第三条 令第九条第一項の文部科学大臣が定める数量は、<u>放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれこれらの表の第二欄に掲げる数量とする。ただし、これらの数量が三テラベクレルを超える場合又はこれらの数量に制限がない場合にあつては、三テラベクレルとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、<u>空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～四 （略）</p>

(空气中濃度限度)

第七条 規則第一条第十二号並びに規則第十四条の十一第一項第四号イ及びロに規定する空气中の放射性同位元素の濃度限度は、一週間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 四 (略)

(遮蔽物に係る線量限度)

第十条 規則第十四条の七第一項第三号(規則第十四条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する同号イに掲げる線量に係る線量限度については、実効線量が一週間につき一ミリシーベルトとする。

2 (略)

(排気又は排水に係る放射性同位元素の濃度限度等)

第十四条 規則第十四条の十一第一項第四号ハ(1)及び(2)並びに第五号イ(1)及び(2)に規定する排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中の放射性同位元素の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 四 (略)

2 規則第十四条の十一第一項第四号ハ(3)及び第五号イ(3)に規定する線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。

3 4 (略)

(排気設備を設けることを要しない放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度限度)

(空气中濃度限度)

第七条 規則第一条第十二号及び規則第十四条の十一第一項第四号イに規定する人が常時立ち入る場所における空气中の放射性同位元素の濃度限度は、一週間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 四 (略)

(しやへい物に係る線量限度)

第十条 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号イに掲げる線量に係る線量限度については、実効線量が一週間につき一ミリシーベルトとする。

2 (略)

(排気又は排水に係る放射性同位元素の濃度限度等)

第十四条 規則第十四条の十一第一項第四号ロ(1)及び(2)並びに第五号イ(1)及び(2)に規定する排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中の放射性同位元素の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 四 (略)

2 規則第十四条の十一第一項第四号ロ(3)及び第五号イ(3)に規定する線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。

3 4 (略)

第十四条の二 規則第十四条の十一第一項第四号本文に規定する空

気中の放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度限度は、三月間についての平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の一とする。

(管理区域から持ち出す物に係る表面の放射性同位元素の密度)

第十六条 規則第十五条第一項第十号(規則第十五条第三項並びに規則第十九条第一項、第三項及び第四項において準用する場合を含む。)及び規則第十七条第一項第七号(規則第十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度は、第八条に規定する密度の十分の一とする。

(様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分)

第二十三条 規則別記様式第一の注6、様式第二の注5、様式第五の注6、様式第十二の注5、様式第十八の注11、様式第十九の注4及び放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様式第一の注6に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第二の第一欄に掲げる化学形等とする。

(診療上の被ばくの除外等)

第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二条の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一

(新設)

(管理区域から持ち出す物に係る表面の放射性同位元素の密度)

第十六条 規則第十五条第一項第十号及び規則第十七条第一項第七号に規定する放射性同位元素によつて汚染された物の表面の放射性同位元素の密度は、第八条に規定する密度の十分の一とする。

(様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分)

第二十三条 規則別記様式第一の注6、様式第二の注5、様式第五の注6、様式第十二の注5、様式第十八の注11、様式第十九の注4及び放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様式第一の注6に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第二の第一欄に掲げる化学形等とする。

(診療上の被ばくの除外等)

第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十七条から第二十条まで及び第二十二条の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト

メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。

(濃度確認に係る放射能濃度)

第二十七条 規則第二十九条の二に規定する放射能濃度は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射能濃度とする。

- 一 評価対象放射性同位元素(規則第二十四条第一項第五号ロに規定する評価対象放射性同位元素をいう。以下この号及び次号において同じ。)の種類が一種類の場合 別表第七の第一欄に掲げる濃度確認対象物(規則第二十四条第一項第五号イに規定する濃度確認対象物をいう。次号において同じ。)及び同表の第二欄に掲げる評価対象放射性同位元素の種類に応じて、同表の第三欄に掲げる放射能濃度
- 二 評価対象放射性同位元素の種類が二種類以上の場合 別表第七の第一欄に掲げる濃度確認対象物に応じて、同表の第二欄に掲げる評価対象放射性同位元素の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射能濃度

別表第七 (別添参照)

未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。

(新設)

(新設)